

令和4年 第2回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和4年2月24日(木)			
招集の場所	とぎつカナリーホール リハーサル室			
開・閉議日 時及び宣言	開 議	令和4年2月24日(木) 午前9時20分		
	閉 議	令和4年2月24日(木) 午前10時7分		
出欠委員の氏名 出席 4名 欠席 1名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏		○
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	松園 喜秀	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	帯山 保磨	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	山口由美子	教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第1回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第2号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第9号 時津町立小、中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

議案第10号 時津町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

議案第11号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する要綱

議案第12号 時津町立小中学校職員の人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施に関する訓令

議案第13号 教職員人事内申について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和4年第2回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第1回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第1回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和4年第1回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和4年第1回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和4年1月15日から令和4年2月22日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 吉田教育委員

1月15日に開催された「県イングリッシュパフォーマンスコンテスト」には、時津町から出ていますか。

○ 相川教育長

時津中学校から1名出ております。

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第2号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第2号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて(教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について)

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議を行います。

議案第8号、専決処分の承認を求めることについて(教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について)の件を議題とします。

お諮りします。議案第8号は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第8号は秘密会で議事進行することに決しました。

議案第8号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第9号 時津町立小、中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第9号、時津町立小、中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の件を議題とします。

議案第9号について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

それでは、議案第9号、時津町立小、中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。資料は改正の骨子をご覧ください。

令和4年度から、鳴鼓小学校に難聴の児童が入学する予定となっており、これに伴い難聴の特別支援学級が開設されることから、その通学区域を指定する必要があるため、通学区域を町内「全域」とし、別表第2に追加するものです。

以上で議案第9号の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 宮原教育委員

「全域」とは、時津町内全域と捉えてよろしいでしょうか。

○ 帯山学校教育課長

はい。時津町内全域です。

○ 相川教育長

他にご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第9号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第9号、時津町立小、中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する

規則の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第10号 時津町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第10号、時津町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の件を議題とします。

議案第10号について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

それでは、議案第10号、時津町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。改正の骨子をご覧ください。

まず、改正の趣旨と概要につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴いまして、学校運営協議会の設置が「任意」から「努力目標」へとされたことや協議会で協議する内容の「追加」などに伴い、必要な事項を定め、改正を行うものです。

次に主な改正の内容は骨子に記述しております。資料は、新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、学校運営協議会を規定する条文を「第47条の6」から「第47条の5」に修正しております。

第2条では、学校運営協議会の役割について、学校運営についての協議を行うことに加えて運営への必要な支援に関する協議も行うこととしております。

第3条では、学校運営協議会の設置は任意とされていたところ、学校毎に設置する努力義務となったこと、2以上の学校に1つの学校運営協議会を置くことができるとされたことから、必要な改正を行っております。

第5条では、学校運営協議会が意見を述べることができる内容に「学校運営への必要な支援に関する事項」を追加しております。また、学校運営協議会による職員の任用に関する意見について教育委員会規則で定めるとされたことから、必要な改正を行っております。

第7条では、学校運営協議会での協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することを努力義務とした。としております。

第8条では、学校運営協議会の委員に「対象学校の運営に資する活動を行う者」を追加しております。なお、施行日は、令和4年4月1日としております。

以上で議案第10号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第10号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第10号、時津町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第11号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する要綱

○ 相川教育長

続きまして、議案第11号、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する要綱の件を議題とします。

議案第11号について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

それでは、議案第11号、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する要綱について、ご説明いたします。

資料の骨子をご覧ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金は、学校の管理下における活動や登下校中におきたケガや事故により生じた、医療費等について、費用を負担する共済制度です。

毎年5月1日時点で在籍する児童生徒について、保護者の同意を得て町が一括して事務を行い加入しています。

この掛け金については、保護者と町が約1/2ずつ負担することになっており、町が徴収することになっていますが、要保護世帯と準要保護世帯の掛け金は、保護者負担分を町が負担しています。

また、町が負担している保護者負担分の掛け金については、国の補助により、一部が日本スポーツ振興センターから、町に返還されます。

なお、この返還金を受けるためには、あらかじめ町が保護者から徴収しない額を明確にしておく必要があるため、今回の要綱を定めることとしております。

要綱は2条からなっており、第1条では、共済掛金の徴収について必要な事項を定めることを規定しております。

第2条においては、保護者が負担する共済金の額を支払総額の5割としています。

また、要保護世帯及び準要保護世帯については、全額を町が負担することとしております。

なお、この取り扱いにつきましては、これまでの取扱いとの変更はありません。つまり今回の要綱は、これまで明文化されていなかった内容を明文化するものになります。なお、施行日は、令和4年4月1日となっております。

以上で議案第11号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第11号は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第11号、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する要綱の件は、原案どおり可決されました。

**日程第4 議案第12号 時津町立小中学校職員の人事評価結果に係る苦情相談・苦情
処理実施に関する訓令**

○ 相川教育長

続きまして、議案第12号、時津町立小中学校職員の人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施に関する訓令の件を議題とします。

議案第12号について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

議案第12号、時津町立小中学校教職員の人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施に関する訓令についてご説明いたします。

資料は、「時津町立小中学校教職員の人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施に関する訓令」の1「主旨及び概要」をご覧ください。

地方公務員法の改正に伴い、長崎県においては、市町村立小中学校の全教職員に対して、業績評価と能力評価による人事評価制度が、令和4年4月1日から導入されることになっています。

これに伴い、人事評価の結果に関する苦情相談及び苦情処理について対応するため、本訓令を定めるものです。

なお、これまで学校長については、人事評価制度が先に導入され、その苦情処理については、「時津町立小中学校長の勤務評価結果等に対する苦情の申立及び取扱いに関する実施要領」に定めていましたが、併せて、この要綱を令和4年3月31日で廃止するものです。

次に、要綱の内容ですが、資料「人事評価制度における苦情対応の流れ」をご覧ください。

この表の一番左側が、評価を受ける被評価人です。この表では、校長、副校長、教頭を除く教職員の例を示しています。

まず、評価は、1次評価と2次評価がそれぞれ異なる評価者により行われます。

その結果を被評価者に示しますが、この内容に不服がある場合には、2次評価者が再度説

明を行います。

それでも不服がある場合には、町教育委員会の学校経営相談員が苦情相談を受け、必要に応じて話し合いを斡旋するなどして解決を図ります。

それでも、解決しない場合は、町教育委員会内に設置する審査会にはかり、その結果を被評価者に通知するという流れになっています。

また、次のページには、副校長と教頭の場合を、最後のページには、校長の場合を例示しています。

表中の1次評価者と2次評価者がそれぞれ異なっていますが、その他の部分は同じ対応方法となっています。

以上で議案第12号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 宮原教育委員

人事評価結果は、何に使われるのですか。

○ 相川教育長

賞与の査定に使用されます。

○ 相川教育長

他にご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第12号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第12号、時津町立小中学校職員の人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施に関する訓令の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第13号 教職員人事内申について

○ 相川教育長

続きまして、議案第13号、教職員人事内申についての件を議題とします。

お諮りします。議案第13号は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第13号は秘密会で議事進行することに決しました。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和4年第2回時津町教育委員会会議を閉会します。